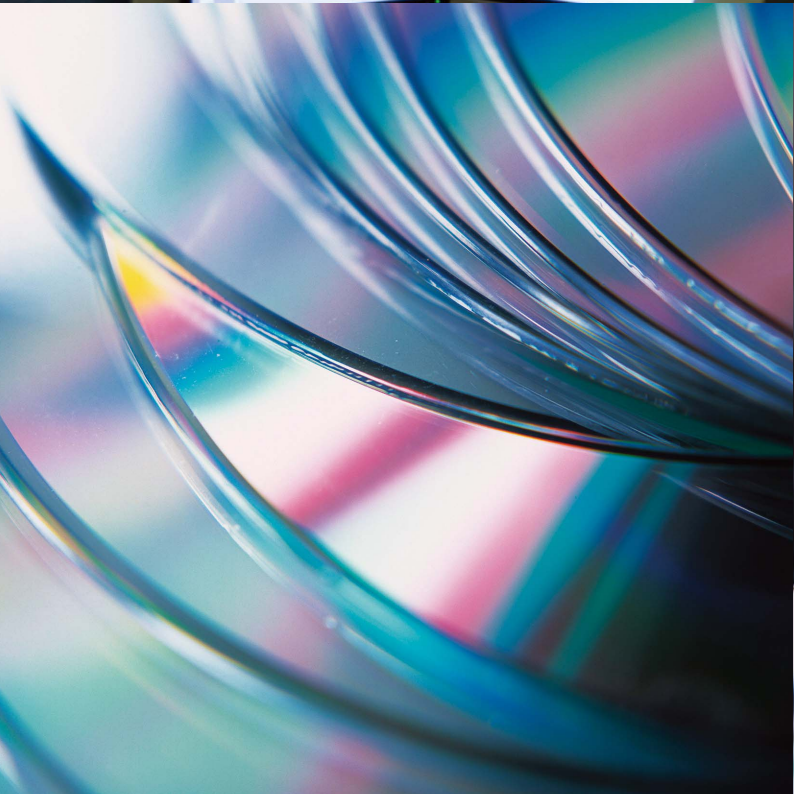




# 商賠繁盛

賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、  
情報サービス業者・電気通信事業者特約条項(商賠繁盛 IT 事業用)、商賠繁盛追加条項 他



# 通常の賠償責任保険では補償の対象とならない、 商賄繁盛 (IT 事業) はとっても

## 商賄繁盛 の特長



### 1 簡単な保険設計

- ご加入にあたってお選びいただくのは、保険金額のパターン(1億円、5,000万円)だけです。IT 事業者さまやIT を活用してビジネスを行う事業者さまにとって必要となる補償がセットされています。さらに広い補償をご希望の場合のオプションもご用意しています。(詳しくは、P3をご参照ください。)
- 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の年間売上高をご確認いただくだけで、保険料を算出することができます。(詳しくは、P5~6をご参照ください。)



### 2 IT に関わる賠償事故を 包括的に補償

貴社のコンピュータシステムやネットワークの運営・提供において、第三者のデータの破損・消滅、情報漏えい、ネットワークの中断等による第三者への賠償事故を包括的に補償します。



## お支払いする 主な保険金の種類

- 1 損害賠償金**
  - データの再入力費用、第三者の喪失利益等による使用不能損害などの経済的損失
- 2 訴訟費用**
  - 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬…など  
※損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。
- 3 事故解決のために協力する費用**
  - 損保ジャパン日本興亜が必要に応じ事故解決にあたる場合に、貴社(被保険者)が支出する費用
- 4 情報漏えい対応費用**
  - 情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合の原因調査費用、損害拡大防止費用、信頼回復のための費用…など

## こんな事故の場合に

✦不正アクセス

✦なりすまし

情報の漏えいまたは



### 情報漏えい対応費

情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合に、

原因調査費用 信頼回復のための費用 損害拡大防止費用

コールセンター設置・運営費用 外部機関による認証取得費用

※情報漏えいのおそれのみの場合は、情報漏えい対応費用のみがお金の代わりとしての見舞品購入費用等はお支払いの対象外です。

## 管理するネットワーク





# 次のような賠償事故に見舞われた場合に備えて… おすすめの保険です。

## 保険金をお支払いする保険です。

✦ システムの不具合

✦ 認証誤り

✦ コンピュータウィルス

✦ データの送信誤り

✦ プログラムエラー

✦ ネットワークの停止

### そのおそれ

- 顧客情報を保管しているサーバーが不正アクセスを受け、クレジットカード情報やマイナンバーの顧客情報が3万人分漏えいした。顧客情報の管理に過失があったとして、顧客が集団訴訟により損害賠償請求を行った。
- 検知ソフトウェアによる不正アクセス検出があった。後日、顧客から「身に覚えのないDMが届いた」と連絡があり個人情報漏えいのおそれが発覚した。

### データの消失・破壊



- 自社の端末がコンピュータウィルスに感染していた状態で、取引先へメールを送信したところ、取引先サーバーに保管しているデータが全て消去され、損害賠償請求を受けた。
- ホスティング事業者が管理するデータベースに不具合が生じ、利用者が保管しているデータがすべて消去されてしまい、利用者から損害賠償請求を受けた。

**用**  
次の費用をお支払いします。

個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した本人または家族への謝罪文作成費用および本人に対する見舞品購入費用

支払いの対象となり、損害賠償金や損害賠償

### の使用不能

- 自社の在庫管理システムの不具合により、取引先において商品在庫管理、発注が不能となり、取引先からその期間の営業利益の損失について、損害賠償請求を受けた。
- システムインテグレータが構築した顧客企業の基幹システムにおいて、不具合により使用不能状態が6時間継続した。システムの使用不能により、顧客企業が被った経済的損害について損害賠償請求を受けた。

### 著作権・人格権の侵害



- 自社のホームページ上で運営している会員向けの掲示板にて、A会員のプライバシーを侵害する内容が掲載された。内容の削除等、処置をめぐり、管理者としての注意義務違反があるとしてA会員より訴えられた。
- システムインテグレータが開発、提供したプログラムが、第三者作成のプログラムの著作権を侵害しているとして損害賠償請求を受けた。

※賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合はその金額を差し引いた額)を保険金額(支払限度額)の範囲内でお支払いします。

# 商賠繁盛(IT事業)の主な補償内容

## すべてのご契約にセットされる補償(基本補償)

<p>コンピューターシステム、ネットワーク等の運営、提供等における賠償責任 (情報サービス業者・電気通信事業者特約条項(商賠繁盛IT事業用))</p>	<p>被保険者が保険証券記載の業務を遂行するために、日本国内において行うネットワークの所有、使用もしくは管理または情報メディアの提供にあたり生じた、次の①から④のいずれかに掲げる事由に起因して提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。この補償の保険金額は、1億円、5,000万円のいずれかのパターンよりお選びいただけます(※1)。(自己負担額は業種によって異なります。詳しくは、P.5をご参照ください。)</p> <p>①被保険者が所有、使用もしくは管理するネットワークの全部もしくは一部が停止すること、または被保険者が提供する情報メディアの瑕疵(かし)(コンピュータウイルスに感染している状態を含みます。以下、同様とします。)に起因する、他人の業務の遂行の全部もしくは一部の休止または阻害により生じた経済的損失</p> <p>②不正アクセス等または被保険者が提供するデータベース、ソフトウェアもしくはプログラムの瑕疵(かし)により生じた情報(マイナンバー等の個人情報を含みます。)の漏えいに起因する、プライバシーの侵害、名誉もしくは信用のき損または経済的損失</p> <p>③不正アクセス等または被保険者が提供する情報メディアの瑕疵(かし)に起因して他人が所有・使用または管理する情報が消去もしくは損傷することまたは阻害されることにより生じた経済的損失</p> <p>④被保険者が提供する情報メディアに起因する、人格権の侵害または著作権の侵害</p>
<p>コンピューターシステム、ネットワーク等の運営、提供等における情報漏えい対応費用 (情報サービス業者・電気通信事業者特約条項(商賠繁盛IT事業用))</p>	<p>個人情報もしくは企業情報の漏えいまたはこれらのおそれが、次の①から④に掲げる事由をすべて満たす場合における情報漏えい対応費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。この補償の保険金額は、保険期間を通じて、1,000万円です(※1)。(自己負担額は業種によって異なります。詳しくは、P.5をご参照ください(※2)。)</p> <p>①被保険者が保険証券記載の業務を遂行するために、日本国内において行うネットワークの所有、使用または管理に起因すること。</p> <p>②不正アクセス等または被保険者が提供するデータベース、ソフトウェアもしくはプログラムの瑕疵(かし)により生じたこと。</p> <p>③被保険者が法律上の賠償責任を負担すべき個人情報もしくは企業情報の漏えいまたはこれらのおそれであること。</p> <p>④個人情報の漏えいまたはそのおそれに関しては、その漏えいまたはそのおそれが生じたことが、保険期間中に次のアからウに掲げる事由のいずれかがなされることにより客観的に明らかになること。</p> <p>ア. 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等</p> <p>イ. 本人またはその家族への謝罪文の送付</p> <p>ウ. 公的機関に対する文書による届出または報告等</p>

(※1) 損害賠償金および情報漏えい対応費用の額は、これらを合算して、保険期間を通じて1億円または5,000万円を限度とします。  
 (※2) 同一の原因またはその原因に関連する他の原因に起因して生じたすべての個人情報もしくは企業情報の漏えいまたはこれらのおそれについて、損害賠償金、訴訟費用、事故解決のために協力する費用についても保険金が支払われる場合は、自己負担額は重複して適用しません。  
 (注) この保険では、他人の身体の障害、財物の損壊、紛失、盗取、詐欺に起因する賠償責任は、保険金のお支払対象外となります。

## 任意にご加入いただける補償(オプション補償)

<p>事故対応特別費用 (事故対応特別費用担保追加条項)</p>	<p>訴訟に対応するための文書作成費用、訴訟対応のための交通費・事故現場の調査費用・記録費用、通信費等を補償します。 この補償の保険金額は、保険期間を通じて、1,000万円を限度とします。(自己負担額はありません。)</p>
--------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 対象となる業種

次のような事業者さまが対象となります。

<p>ITを活用して ビジネスを行う事業者</p>	<p>製造業・建設業・小売業・運送業・倉庫業・卸売業・商社・学校・教育関連など</p>
<p>システムインテグレータ</p>	<p>企業の業務に合わせてシステムの開発・運用・管理、ネットワークの統合を行う事業者。ハードウェア、ソフトウェアを含む総合システム作業を行う事業者。</p>
<p>パッケージソフトウェア開発・販売</p>	<p>パッケージ(箱)に入って一般に市販している汎用ソフトウェアを開発・販売している事業者。</p>
<p>インターネットサービスプロバイダ(ISP)</p>	<p>インターネットへの接続サービスを提供する事業者または組織。</p>
<p>アプリケーションサービスプロバイダ(ASP)</p>	<p>業務用アプリケーションソフトをパッケージとして顧客に売る代わりに、ライセンス契約によりユーザーへネットワーク経由で期間単位で貸し出す事業者。</p>
<p>ホスティング</p>	<p>インターネットサービスプロバイダがユーザーにネットワークを貸し出して便宜を図るサービス。IT事業者の所有するサーバーの容量の一部をユーザーに貸し出す事業。</p>
<p>システムオペレーション・データ入力代行</p>	<p>ユーザー企業の所有する情報ネットワーク管理やデータの入力を代行する事業者。</p>
<p>コンテンツサービスプロバイダ</p>	<p>ネットワーク上で、情報を配信する事業者。ポータルサイト、企業のホームページの作成代行も含まれます。</p>
<p>ハウジング</p>	<p>ユーザー企業のサーバ等の通信機器を自社の建物内に設置し、運用および保守を受託する事業者。</p>
<p>サイバーモール運営・ネット販売店舗</p>	<p>ネットワーク上の仮想商店街の運営を行う事業者。インターネットを通じてのみ、商品の販売を行う事業者。</p>

## 保険金のお支払い事例

このような事故が発生しています!

業種	事故の概要
システム インテグレータ	顧客企業へ納入したシステムに不具合が生じ、3時間使用不能となり、喪失利益等の損害賠償請求を受けた。
公益団体	公益団体が管理する住民健康診断データ(含む病歴)数万人分が漏えいした。
インターネット サービスプロバイダ	プロバイダが運営する掲示板に、第三者のプライバシーの侵害に係る内容が書き込まれた。被害者の要請にもかかわらず、内容の掲載を継続した結果、被害者よりプライバシー侵害に関わる損害賠償請求を受けた。
アプリケーション サービスプロバイダ	顧客企業に納入したアプリケーションの欠陥により、ユーザーのデータが破損した。これによって、被害者より再入力費用および使用不能損害等の損害賠償請求を受けた。
卸売業	物流システムが使用不能となり、取引先のレストランチェーンへの食材の納入がストップした。これによって、レストランチェーンより2日分の喪失利益の賠償請求を受けた。
モール運営	不正アクセスにより運営するネット販売店舗から顧客情報(メールアドレス)が漏えいした。これによって、多数の顧客に迷惑メールが送付された。

## 緊急時サポート総合サービス

万が一、サイバー攻撃などによる個人情報もしくは企業情報の漏えいまたはこれらのおそれによって、事故の公表や本人への謝罪等の対応をしなければならない緊急時に、ワンストップかつ総合的にサポートします。

「商賠繁盛(IT事業)」に加入すると、個人情報もしくは企業情報の漏えいまたはこれらのおそれが生じたことを知った場合に必要な各種機能を備えた「緊急時サポート総合サービス」がご利用いただけます。

なお、サービス料金は原則支払保険金から充当されます。

### 各サポート機能の概要

	サポート機能の業務概要(例)
調査・応急対応支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ヒアリング、ログ分析、フォレンジック調査等により、原因究明・影響範囲調査をサポート</li> <li>■被害拡大防止アドバイスやWebアプリケーションの鳥瞰診断、改修、再診断を支援</li> </ul>
コールセンター支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実績のある提携企業のコールセンターでオペレーション対応</li> <li>■業務規模に応じ、ブース数を柔軟に設定</li> <li>■オペレーションマニュアル、基本コールスクリプト、FAQの作成をサポート</li> <li>■コール内容聴取</li> <li>■お問い合わせ件数等に関するレポートを提供</li> </ul>
緊急時広報支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被害者への謝罪・関係機関への報告・対外公表文書やニュースリリースなど報道発表資料等の作成をアドバイス</li> <li>■メディアに対する緊急記者会見が必要なケースでは、その実施をサポート</li> </ul>
信頼回復支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■再発防止策の評価に関する証明書を発行</li> </ul>

※当サービスは、保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合にご利用いただけます。なお、賠償責任に係る保険金が支払われた等の理由により、当サービスに係る保険金を全額お支払いできない場合があります。

※ご利用を希望する規模や期間等により、対応ができない場合もあります。

※詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

# 保険料率表

## I. ITを活用してビジネスを行う事業者さま

〈基準値:売上高100万円あたり(単位:円)〉

コード	業種	年間売上高	保険金額(支払限度額) <sup>※1</sup> 1億円		保険金額(支払限度額) <sup>※1</sup> 5,000万円		自己負担額 <sup>※2</sup>
			基準値	加算値	基準値	加算値	
C1	製造業・建設業・小売業	15億円以下	418	0	366	0	10万円
		15億円超30億円以下	230	282,000	201	247,500	
C2	運輸業・倉庫業・その他非製造業 (IT関連を除きます。)	10億円以下	888	0	776	0	
		10億円超20億円以下	488	400,000	427	349,000	
		20億円超30億円以下	275	826,000	241	721,000	
C3	卸売業・商社	6億円以下	1,462	0	1,278	0	
		6億円超15億円以下	804	394,800	703	345,000	
		15億円超30億円以下	453	921,300	396	805,500	
C4	学校・教育関連	3億円以下	4,023	0	3,516	0	
		3億円超8億円以下	2,213	543,000	1,934	474,600	
		8億円超15億円以下	1,247	1,315,800	1,090	1,149,800	
		15億円超30億円以下	1,046	1,617,300	914	1,413,800	

## II. IT関連製品の開発・販売、ネットワークの運営を行う事業者さま

〈基準値:売上高100万円あたり(単位:円)〉

コード	業種	年間売上高	保険金額(支払限度額) <sup>※1</sup> 1億円		保険金額(支払限度額) <sup>※1</sup> 5,000万円		自己負担額 <sup>※2</sup>
			基準値	加算値	基準値	加算値	
CA	システムインテグレータ 企業向けのシステムの構築	2億円以下	10,149	100,000	8,965	100,000	30万円
		2億円超5億円以下	5,582	1,013,400	4,931	906,800	
		5億円超10億円以下	3,146	2,231,400	2,779	1,982,800	
		10億円超30億円以下	2,639	2,738,400	2,331	2,430,800	
CB	パッケージソフトウェア開発・販売 個人または法人向けソフトウェアの開発	2億円以下	5,693	100,000	5,029	100,000	
		2億円超5億円以下	3,131	612,400	2,766	552,600	
		5億円超10億円以下	1,765	1,295,400	1,559	1,156,100	
		10億円超30億円以下	1,480	1,580,400	1,308	1,407,100	
CC	インターネットサービスプロバイダ インターネット接続事業者	2億円以下	4,951	100,000	4,373	100,000	
		2億円超5億円以下	2,723	545,600	2,405	493,600	
		5億円超10億円以下	1,535	1,139,600	1,356	1,018,100	
		10億円超30億円以下	1,287	1,387,600	1,137	1,237,100	
CD	アプリケーションサービスプロバイダ・ ホスティング	2億円以下	8,168	100,000	7,216	100,000	
		2億円超5億円以下	4,493	835,000	3,969	749,400	
		5億円超10億円以下	2,532	1,815,500	2,237	1,615,400	
		10億円超30億円以下	2,124	2,223,500	1,876	1,976,400	
CE	システムオペレーション・ データ入力代行	2億円以下	6,931	100,000	6,123	100,000	
		2億円超5億円以下	3,812	723,800	3,368	651,000	
		5億円超10億円以下	2,149	1,555,300	1,898	1,386,000	
		10億円超30億円以下	1,802	1,902,300	1,592	1,692,000	
CF	コンテンツサービスプロバイダ ネットワーク上で情報を配信する事業者	2億円以下	4,208	100,000	3,717	100,000	
		2億円超5億円以下	2,314	478,800	2,045	434,400	
		5億円超10億円以下	1,304	983,800	1,152	880,900	
		10億円超30億円以下	1,094	1,193,800	967	1,065,900	
CG	ハウジング 企業のサーバの受託管理	2億円以下	6,436	100,000	5,685	100,000	
		2億円超5億円以下	3,540	679,200	3,127	611,600	
		5億円超10億円以下	1,995	1,451,700	1,762	1,294,100	
		10億円超30億円以下	1,673	1,773,700	1,478	1,578,100	
CH	サイバーモール運営・ ネット販売店舗 ネット上のショッピングモールの運営	2億円以下	5,693	100,000	5,029	100,000	
		2億円超5億円以下	3,131	612,400	2,766	552,600	
		5億円超10億円以下	1,765	1,295,400	1,559	1,156,100	
		10億円超30億円以下	1,480	1,580,400	1,308	1,407,100	

(※1) 損害賠償金および情報漏えい対応費用の額は、これを合算して、保険期間を通じて1億円または5,000万円を限度とします。

(※2) 同一の原因またはその原因に関連する他の原因に起因して生じたすべての個人情報もしくは企業情報の漏えいまたはこれらのおそれについて、自己負担額は、損害賠償金、訴訟費用、事故解決のために協力する費用および情報漏えい対応費用を合算した額に適用されます。



## 保険料

$$\left( \begin{array}{c} \text{最近の会計年度(1年間)の年間売上高} \\ \text{百万円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{基準値} \\ \text{ } \end{array} + \begin{array}{c} \text{加算値} \\ \text{ } \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{事故対応特別費用} \\ \text{(オプション補償)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ \text{ } \end{array} \text{円}$$

(10円未満四捨五入)

●分割払の場合には、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。

※1上記の保険料は**確定保険料**となります。

そのため、**保険期間終了後の確定精算のお手続きは不要**です。(「保険料の確定に関する追加条項」をセットするご契約となります。)

ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は**概算保険料方式**でのお引受けとなります。

①「最近の会計年度(1年間)の年間売上高」と「保険期間中の見込売上高」が大幅に異なる場合

②新規事業の場合

③お客さまのご希望により概算保険料とする場合

概算保険料方式でお引受けする場合には、「最近の会計年度(1年間)の年間売上高」を「保険期間中の見込売上高」に読み替えて保険料を算出します。

※2最近の会計年度(1年間)の年間売上高は、原則として整数値としますが、小数点以下第3位まで算入することができます。(この場合、小数点第4位を四捨五入します。また、百万円単位まで正確に売上高をご確認願います。)

※3最近の会計年度(1年間)の年間売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか改めてご確認いただき、相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。



ご契約に際しては、保険契約申込書の他に告知書が必要となります。また、告知書の内容によりお引受けできないことがあります。あらかじめご了承ください。

## 補償の対象となる方(被保険者)

① 貴社(記名被保険者) ② 貴社の役員および使用人 ③ その他保険証券に記載された方(追加被保険者)

※②③は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。



被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。

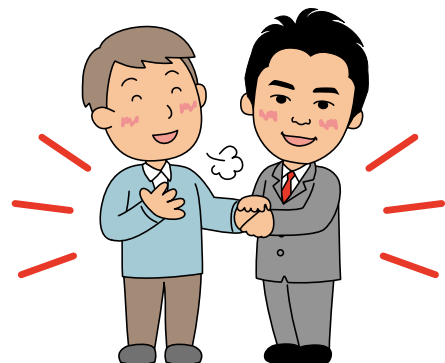
詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 保険期間

保険期間は**1年間**です。なお、保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

## 保険の適用地域

この保険契約の適用地域は日本国内となります。



## 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合を記載しています。詳細は普通保険約款、特約条項および追加条項をご確認ください。

### 賠償責任保険普通保険約款

- ①記名被保険者、記名被保険者以外の被保険者または保険契約者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意によって生じた賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
  - ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
  - ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任
  - ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
  - ⑤記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
  - ⑥排水または排気(煙、蒸気、じんあいまたは騒音を含みます。)によって生じた賠償責任
  - ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ※「賠償責任保険追加条項」および「商賠繁盛追加条項」の規定を読み替えた内容を記載しています。

### 賠償責任保険追加条項

- ①原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ②石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任  
(注)『管理財物』といい、記名被保険者の所有財物、受託財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物)または作業対象物のことをいいます。

### 情報サービス業者・電気通信事業者特約条項

- ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ③記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑤履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。  
ア. 火災、破裂または爆発  
イ. 偶然な事故によるネットワーク構成機器・設備の損壊(滅失、損傷または汚損をいいます。)またはネットワーク構成機器・設備の機能の停止
- ⑥他人の身体の障害、財物の損壊(滅失、損傷または汚損をいいます。)もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑦業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑧人工衛星(人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。)の損壊(滅失、損傷または汚損をいいます。)または故障に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑨保険証券記載の業務を除き、被保険者が開発または作成した情報メディアに起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑩特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑪被保険者の業務の対価(販売代金、手数料、報酬等をいいます。)の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑫業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑬記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑭直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用

- ⑮被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害(商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。)に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑯次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用  
ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと  
イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断(コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。)
- ⑰直接であると間接であるとを問わず、記名被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑱株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑲差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ⑳遡及日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉑遡及日より前に被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実で起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉒この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合、または知っていたと判断できる合理的な理由がある場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉓この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉔通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの瑕疵によって生じた損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉕ソフトウェアまたはプログラムの瑕疵によって、そのソフトウェアもしくはプログラムのテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた情報サービス業者・電気通信事業者特約条項第1条(当会社の支払責任)  
(1)①から③の事由に起因する損害賠償請求およびそれに係る費用
- ㉖業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)
- ㉗業務の結果のうち損害賠償請求の原因となった業務およびそれらと同種の業務に対して被保険者が行った適切な措置のために要した費用
- ㉘利用目的(被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的をいいます。)の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉙偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉚サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉛被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した当該違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉜政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為(政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義または主張を伴わないサイバー攻撃を除きます。)またはこれらの行為が発生するおそれに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉝記名被保険者の役員に関する個人情報に漏えいしたことによる費用
- ㉞被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㉟被保険者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㊱被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㊲被保険者が他人から企業情報を提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㊳被保険者が企業情報を共同利用している場合において、共同利用している間に企業情報漏えいが発生したことに係る費用
- ㊴被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報を漏えいさせたことに係る費用
- ㊵サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㊶政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者が、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為(政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義または主張を伴わないサイバー攻撃を除きます。)またはこれらの行為が発生するおそれに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれに係る費用
- ㊷企業情報が正確でない、または最新の情報でないことに係る費用

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



# 特にご注意いただきたいこと

I

## 契約締結時における注意事項

### ① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

### ② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

なお、口座振替の場合は、保険料領収証を交付しておりませんのでご了承ください。

### ④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

### ⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

### ⑥ 契約申込書の記載事項の確認

売上高、領収金等(以下「売上高等」といいます。)の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項と事実が異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

### ⑦ 保険料の算出について

- 売上高等によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、「保険料の確定に関する追加条項」をセットする場合を除き、売上高等が確定した後に、確定した売上高等に基づき算出した保険料(以下、「確定保険料」といいます。)との差額を返還または請求します。確定保険料の算出基礎数字となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただく場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいている場合で、かつ、保険料が最低保険料(注)となっているご契約について、確定保険料が最低保険料(注)を下回った場合は、保険料の返還は行いません。
- この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。  
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

### ⑧ 保険料のお支払い方法

- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜が保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 分割払の場合には、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日まで分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなくなったり、保険契約が解除される場合があります。

## 1 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

	通知事項
① 記名被保険者が個人 <sup>(※1)</sup> のお客さまの場合	告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご連絡ください。
② 記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合	次のような場合には、あらかじめ <sup>(※2)</sup> 取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。 保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

(※1) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含まれます。)、個人に含みます。

(※2) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご確認ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なお連絡ができないことがあります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

### ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

## 2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## 2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

## 3 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 4 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。

## 5 示談交渉サービスはありません

● この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

● なお、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

### 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

**0120-727-110**

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

## ① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

## ② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## ③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## ④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

## ⑤ 訴訟により提起された場合

この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

## ⑥ 質権の設定について

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

### 商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>

損保ジャパン日本興亜問い合わせ

**0120-888-089**

おかけ間違いにご注意ください。



#### 【受付時間】

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1) お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

### 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)



■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

Tel:03-3349-3111

〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先